

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 丸幸	平成29年 7月20日から 平成29年 8月19日まで (1か月)	左記業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したとして、平成29年4月26日に千葉県から30日間の産業廃棄物収集運搬等の全部停止及び産業廃棄物処理施設等の使用停止の行政処分を受けた。
2	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	日東工営株式会社	平成29年12月13日から 平成30年 1月12日まで (1か月)	左記業者は、建築物の解体等の作業を行うにあたり、あらかじめ当該建築物について石綿の使用の有無を調査せず、その結果を記録しなかったとして、労働安全衛生法違反により、平成29年3月7日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
3	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	北野建設株式会社	平成29年12月13日から 平成30年 1月12日まで (1か月)	左記業者は、京浜河川事務所発注の「H27多摩川羽田第二水門耐震工事」において、工事の契約変更に伴い必要となる港則法の工期延長許可手続きを怠ったため、港則法に違反したとして、平成29年6月26日、法人と使用人に対して東京簡易裁判所より略式命令を受け、その刑が確定した。
4	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	青木あすなろ建設株式会社	平成29年12月13日から 平成30年 1月12日まで (1か月)	左記業者は、神奈川県横須賀市の残土処分場に産業廃棄物を不法投棄したとして、平成29年9月28日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で、使用人が神奈川県警に逮捕され、同年10月18日、法人及び使用人が横浜地方検察庁より起訴された。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
5	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 安藤・間	平成29年12月13日から 平成30年 1月12日まで (1か月)	左記業者の使用人二名は、平成25年に福島県田村市から受注した除染事業において、作業員の宿泊費を水増しした改ざん領収書を提出し、事業費をだまし取ったとして、平成29年9月28日、詐欺罪の容疑で東京地方検察庁より在宅起訴された。
6	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	株式会社 岡本組	平成30年 2月6日から 平成31年 2月5日まで (12か月)	左記業者の元取締役は、平成28年8月に実施された千葉県発注工事の入札において、県職員から予定価格などの非公開情報を得て落札し、入札の公正を害する行為をしたとして、平成29年11月23日に公契約関係競売入札妨害容疑で千葉県警察に逮捕された。
7	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	(1) 小山ガーデン株式会社 (2) 株式会社 新松戸造園	平成30年 2月6日から 平成30年11月5日まで (9か月)	左記業者(1)は、松戸市発注の「街路樹補植工事」において、本工事を受注するために他社へ協力を依頼し、自ら作成した工事費内訳書を提供の上、入札金額の指示をし、入札を行った。 また、左記業者(2)は、(1)からの受注の協力依頼に応諾し、同社から提供された工事内訳書の金額で入札を行った。
8	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	株式会社 大丸松坂屋百貨店	平成30年 2月23日から 平成30年 8月22日まで (6か月)	左記業者は、東日本旅客鉄道株式会社が発注する制服について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年1月12日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。